

「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」に係る
CORE²協働センター内規

(趣旨)

第1条 この内規は、「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」本部規程(以下、「規程」という。)第5条第2項の規定に基づき、CORE²協働センター(以下、「センター」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 センターは、北海道大学電子科学研究所、東北大学多元物質科学研究所、東京科学大学総合研究院化学生命科学研究所、大阪大学産業科学研究所及び九州大学先導物質化学研究所に所属する職員をもって構成する。

(センターの役割)

第3条 センターは、次に掲げる委員会を所掌し、物質・デバイス領域研究拠点ネットワーク事業と連携しつつ、「人と知と物質で未来を創るクロスオーバーアライアンス」(以下、「アライアンス」という。)プロジェクトを円滑に推進する。

- (1) 規程第6条に定めるアライアンス本部委員会に関すること。
- (2) 規程第7条に定めるアライアンス運営委員会に関すること。
- (3) 規程第8条に定めるアライアンスマネジメント委員会に関すること。
- (4) 規程第9条に定めるアライアンス研究領域部会に関すること。

(職及び職員)

第4条 センターに、次の職及び職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 特任教授又は特任准教授
- (4) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。
2 センター長は、東北大学多元物質科学研究所長をもって充てる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に支障があるときは、その職務を代行する。
2 副センター長は、大阪大学産業科学研究所長、アライアンスマネジメント委員会委員長及び拠点マネジメント委員会委員長をもって充てる。

(部門)

第7条 本センターに、次の部門を置く。

- (1) アライアンス研究連携部門 (Alliance Office of Research Collaboration (AORC))
- (2) アライアンスキャピタル部門 (Alliance Capital Management Organization (ACMO))

(アライアンス研究連携部門)

第8条 アライアンス研究連携部門は、社会課題解決研究の抽出・設定、プロジェクト研究等の管理・運用を行い、アライアンスプロジェクトを効果的かつ円滑に推進する。

- 2 アライアンス研究連携部門に、部門長及び副部門長を置く。
- 3 部門長は、アライアンス研究連携部門の業務を統括する。
- 4 副部門長は、部門長を補佐するとともに、部門長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 5 アライアンス研究連携部門に、必要に応じて各研究所に、コーディネーター系職員、DX支援研究系職員、高度先端技術系職員及び企画戦略系職員を置くことができる。

(アライアンスキャピタル部門)

第9条 アライアンスキャピタル部門は、国内外研究施策・企業ニーズの動向把握と分析、研究者ネットワーク形成の支援、研究成果の発信・広報、事業推進経費管理等を行い、アライアンスプロジェクトにおける研究活動を機動的に支援する。

- 2 アライアンスキャピタル部門に、部門長及び副部門長を置く。
- 3 部門長は、アライアンスキャピタル部門の業務を統括する。
- 4 副部門長は、部門長を補佐するとともに、部門長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 5 アライアンスキャピタル部門に、必要に応じてキャピタルエキスパートを置くことができる。

(事務)

第10条 センターに関する事務(各研究所が行うものを除く。)は、東北大学多元物質科学研究所において行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日改正)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月26日改正)

この内規は、令和6年10月1日から施行する。